

回 覧

令和3年9月30日

町内会会員 各位

染井野3丁目町内会

会長 小口 豊喜

防犯カメラの設置に関するアンケート調査結果について（ご報告）

記

平素より染井野3丁目の町内会活動にご協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、去る9月11日の町内会定例役員会において、8月20日から9月10日までの期間で実施しました防犯カメラの設置に関するアンケート調査の結果をとりまとめましたので、以下のとおりご報告します。

1. 防犯カメラの設置に関するアンケート調査結果

| アンケート用紙配布会員総数 | 回収数 | 賛成 | 反対 | 無効 |
|---------------|-----|-----|----|----|
| 340（※1） | 268 | 242 | 23 | 3 |

※1・・・会員総数は341戸ですが、アンケート実施時に転出が1戸あったため、配布先は340となりました。

回収率は78.8%、その内、賛成90.3%、反対8.6%、無効0.1%（小数点2桁以下四捨五入）となりました。また、賛成の内、ご意見やご質問が記載されたものは69、同じく

反対は 17 でした。賛成及び反対それぞれの主なご意見やご質問に対して、役員会としての回答及び見解を以下に記載しています。本アンケート調査の資料においてもご説明しておりますが、防犯カメラの設置に関しては、来年 4 月に予定しております染井野 3 丁目町内会定時総会において議案として提議し、会員の皆様による議決をお願いしたいと考えております。したがって、本アンケート調査において出されたご意見やご質問について、現時点で回答できないものについては、定時総会の開催までに、さらに佐倉市、警察署、1・2 丁目及び 6 丁目、防犯カメラメーカーや設置業者等に対してヒアリング調査等を行い、その結果をとりまとめ、町内会員の皆様に複数回に分けて情報提供（回覧）する予定としております。これらの情報提供により、各会員の皆様が防犯カメラの設置に関するご自身のご意見や考えを深める一助になれば幸いと考えております。

なお、防犯カメラ設置に関する補助金の交付申請手続きについては、来年 4 月の定時総会で防犯カメラの設置に関する議案が不承認となった場合でも、キャンセルは可能な旨を佐倉市の危機管理課に確認済みです。

また、本回覧では、皆様からいただいたご意見やご質問の全てを掲載することは難しく、かつ皆様の生の声をお伝えできないと判断し、個人情報の保護に留意しつつ、回収しましたアンケート用紙の住所、氏名、並びに内容に個人が特定できるような記載がある場合は、その部分を伏せてコピーしたものを次の日時に中央集会所にて公開することと致しました。

つきましては、ご関心のある会員の皆様はご覧いただきたく、宜しくお願い致します。

★ アンケート調査結果の公開

場所：中央集会所

月日（曜）時間：

- 10月2日(土) 14:00～16:00
- 10月3日(日) 10:00～12:00
- 10月9日(土) 12:00～14:00
- 10月10日(日) 10:00～12:00

2. アンケート調査における主なご意見やご質問、並びに役員会としての回答及び見解

アンケート調査に寄せられた主なご意見やご質問を以下の7項目に整理し、回答及び見解を記載しております。

(1) 防犯カメラの設置に関する経緯が不明で、唐突かつ拙速の感が否めない

今年度役員会では、第27回定時総会(書面議決)において、前年度役員会が提議し、会員の賛成多数を以って合意を得た第7号議案「令和3年度事業活動計画案」に基づき、活動を進めています。第7号議案において、独居・高齢者を支援する対策の検討と並んで、「近年多発する空き巣狙い等の防犯対策として、防犯カメラの設置への検討を行う。」とあり、今年度役員会としては、ご承知のとおり、3丁目町内会の最高の意思決定機関である総会における決議を前に進める責務を負っており、重要課題のひとつとして、時間と労力をかけて検討を進めてきてい
るところです。具体的には、定例役員会での検討、佐倉市危機管理課からの情報収集、防犯カメラ設置済の1・2丁目及び6丁目の町内会長からの資料・情報収集、設置予定場所の選定・確認、1・2丁目及び6丁目の防犯カメラ設置業者からの情報収集及び設置予定場所の現場確認(設置の可否)等を行ってきました。以上を踏まえて資料を作成し、今回のアンケート調査の実施となりました。繰り返
しとなりますが、前述のとおり、今後は定時総会に向けて会員の皆様のさまざまなご意見やご質問に対して情報提供を行ってまいります。

なお、前年度の定例役員会の議事録では、染井野地区連絡協議会を通じて入手した1・2丁目町内会の防犯カメラの設置状況に関する報告がなされています。しかし、第26回定時総会で承認された第8号議案（令和2年度事業活動計画案）の「町内会防災井戸の整備検討と選択（5丁目との共同設置、三丁目の単独設置、又は見送り）」を優先課題として取り組み、防犯カメラの設置検討は次年度以降にするとの方向が示されました。

また、前年度及び今年度の役員会に対して、補助金交付制度の利用促進等を目的とした佐倉市からの要請や働きかけは一切なく、同じく防犯カメラ設置業者からの営業もありませんでした。

このように、防犯カメラの設置については、先行して設置または検討を進めていた染井野地区の他の町内会からの情報をベースに、3丁目町内会の今後の取り組み課題として認識されていたという経緯があります。

(2) 防犯カメラの設置、運用、保守・維持管理は役所の仕事であり、町内会の活動範囲ではない。

安全で安心して暮らせる街にするために、ご承知のとおり、防犯ボランティア団体（自治会等）が自治体、学校、警察等と連携し、地域で一体となって取り組む活動（地域安全活動）が全国で行われています。いわゆる、防災と同様に、防犯という課題においても、「公助」、「共助」、「自助」の連携による地域が一体となった活動が必要なのです。ご意見の中に、「個人宅の監視カメラの設置で十分な防犯対策となる。」、「自宅の防犯は、ご近所の声掛けやお付き合いが重要だ。」などがありました。地域社会の連帯感の希薄が犯罪を増加させると言われており、とても貴重なご意見で個人が行う「自助」やご近所同士の「共助」の取り組みとして、

玄関や駐車場の門扉を閉める、門柱灯や玄関灯を点灯する等も含めて、みんなで心がけたいものだと思います。また、「染井野地区は見通しが良い。」、「美しい街並み、安全な公園、舗道の維持が重要だ。」等のご意見もありました。染井野地区は、大手ゼネコンによって防犯にも配慮された街づくりがなされていますが、その景観・環境の維持には、「公助」を担当する佐倉市への働きかけを継続強化するとともに、今後とも「共助」部分である緑地協定運営委員会及び建築協定運営委員会の景観・環境を維持する活動が重要と認識しています。このような「共助」のひとつとして、防犯カメラの設置は、一般的に犯罪抑止効果が高く、犯罪者を地域に入れたい、犯行を思い止まらせる等の効果が期待できる、犯人の特定、足取りの確認等に貢献し、早期逮捕につながると言われています。アンケート調査でも、犯罪抑止効果があるとの多数の賛成意見が寄せられているとともに、「詐欺・窃盗などが多発し、高齢化に伴ってターゲットになる可能性も増えてくる。実際に悪徳業者が3丁目を訪問している。」、「防犯のみだけでなく、ごみのポイ捨てなども少なくなる。女子高生等が危ない目にあっているとの話も聞く。」等、防犯カメラの早期設置を希望する声もありました。「公助」である佐倉市の街灯防犯カメラの設置状況については、佐倉市のウェブサイトで公開しており、現在、市内33カ所に44台の防犯カメラが設置されています。

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000008905.html>

主に人や車の出入りが多い駅周辺や交差点、学校や公園等が優先設置場所となっております。他方、住宅地内の道路や交差点への設置は、補助金交付制度を利用しつつ、「共助」の一部として、市役所や警察と連携し、自治会が実施していく必要があります。染井野地区の早期の防犯対策強化のためには、先行して防犯カメ

ラを設置した1・2丁目や6丁目（5丁目及び7丁目も設置を検討中）と連動した取り組みが必要となっています。もちろん、染井野地区の商業エリア等には、必要に応じて、佐倉市に対して防犯カメラの設置を働きかけることも必要と考えます。

なお、地域の防犯対策に防犯カメラの設置が万能ではなく、自治会等の防犯ボランティア組織による定期的な防犯パトロール、電柱等への防犯カメラ設置の告知ビラの掲示、公園等への「防犯パトロール実施中、痴漢、振り込め詐欺注意」等の幟（のぼり）の設置等と合わせて対策すると相乗効果が得られると考えております。染井野地区に隣接する地区では、警察署の承認を得て、防犯対策として「青パト」（※2）活動を実施しているところもあります。これは、自治会等の防犯ボランティア組織が地域環境等のそれぞれの実情に合わせて、さまざまな活動を行っている事例のひとつです。染井野地区、3丁目町内会としても、佐倉市・学校・警察等と連携しながら、地域の実情に合わせた活動を行っていく必要があります。

※2・・・青色回転灯を装備する自動車を使い、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロールのこと。

(3) 防犯カメラ設置による犯罪抑止効果は期待できるのか、また、費用対効果はどうなっているのか。

防犯カメラの犯罪抑止効果や費用対効果については、さまざまな事例報告や調査結果があります。「効果について、定量的に説明すべきだ。」「1・2丁目や6丁目の効果については、設置の前後でどうなったのか。」とのご意見がありました。これらについては、1・2丁目や6丁目から聞き取りを実施しましたが、効果については概ね肯定的な回答を得ています。（詳細については、次の回覧で報告する予定

です。) ただし、1・2丁目や6丁目の防犯カメラの設置については、犯罪が発生しないために設置したものであり、設置の前後で犯罪件数がどうなったのかという定量的な抑止効果を説明することは難しいと言わざるを得ません。なお、駅前駐輪場で、自転車の盗難が相次いだため、防犯カメラを設置したところ、盗難件数が減少したという報告が多数あることから、防犯カメラ設置による一定の犯罪抑止効果はあるといえるでしょう。

何れにしても、犯罪抑止効果や費用対効果についての肯定的や否定的な調査報告や分析については、今後の回覧で情報共有したいと考えています。

- (4) **防犯カメラの設置経費については、佐倉市からの補助金の交付があるが、維持・保守管理経費や更新費用は町内会の負担となるが、大丈夫なのか。**

防犯カメラ設置後の維持・保守管理経費について心配されるご意見は、多数の賛成者からもいただきました。アンケート調査資料で1・2丁目及び6丁目の防犯カメラ設置業者からヒアリングした概ねの必要経費をお示ししましたが、現在1・2丁目及び6丁目の経費実績について聞き取りを行っており、追って支出経費の将来予想も含めて情報共有させていただきます。ただし、現時点の必要経費の試算では、町内会費の増額を伴わず維持・保守管理が可能と判断しています。勿論、町内会予算の将来予想は容易ではなく、不確実な部分が多いものの、町内会員数の減少による収入減などのシナリオも検討する必要があると認識しています。その際には、今後の町内会活動において、どのような課題の解決が必要で、どれから優先的に取り組むべきかを町内会で議論し、優先課題に予算を重点配分していくようにしなければなりません。なお、過去数年の3丁目町内会活動において、防災や防犯対策、高齢者支援が大きな課題として取り上げられております。した

がって、各種寄付・募金活動のあり方やお金のかからない親睦・交流を目的としたイベント等の開催の検討が必要になってくると考えます。

また、維持管理のために発生する電気代や電柱使用料等については、佐倉市の負担とするよう他の町内会とも連携し、市に働きかける必要があります。

(5) 設置運用基準、特に映像データの管理はどうなるのか。

防犯カメラの設置に伴う映像データの管理等の設置運用基準について、賛成の皆様からもさまざま意見を頂戴しました。佐倉市役所への補助金交付申請手続きにおいて、「設置運用基準」の提出を求められますので、現在、1・2丁目及び6丁目の「設置運用基準」を入手し、また運用実績についてもヒアリングしており、これらを踏まえた設置運用基準（案）の作成を準備しています。また、1・2丁目及び6丁目のこれまでの運用経験において、犯罪発生時の警察への捜査協力として映像データの提供等における担当役員の負担等が指摘されており、映像データの管理とともに、運用体制について検討し、皆様に情報共有させていただきます。なお、警察も防犯カメラの映像を使用する場合は「捜査関係事項照会書」を町内会宛に送り、承認を得た上での使用となり、いつでも自由に情報を提供するということはありません。（佐倉警察署 生活安全課から聴取）

(6) 防犯カメラの設置場所は適切か、設置台数は不十分ではないか。

防犯カメラの設置場所や設置台数についても、賛成意見の多数の皆様からもご指摘を受けました。具体的には、「設置場所が消防署側に片寄っているのではないか。ヤオコーやケーヨーデイツー側にも必要である。」「しらかし公園やエリアパークへの設置も検討して欲しい。」等ですが、役員会としては、1・2丁目及び6丁目の設置場所を参考に、3丁目内への出入り口となる箇所を優先すべきとの

判断から、初期費用や今後の維持・保守管理経費も勘案し、必要最低限の数に絞り込みました。しらかし公園への設置も候補として検討しましたが、他の町内の公園と比べて小さく、公園に隣接して住宅が建っており、比較的周囲の目も行き届くと考えております。しかし、今後の議論において、増設が必要であるということになれば、来年度以降に検討すべきかと考えています。ちなみに、1・2丁目では、2回に分けて9台の防犯カメラを設置しています。

また、防犯カメラの調達に関してもご意見がありました。防犯カメラの調達に関しては、役員会が行うこととなりますが、いわゆる物品や機材の調達の三原則である公正性（ルールに則り適正な手続きを行うこと）、競争性（複数者による価格競争を行い、より安価で質の高い調達に努めること）、透明性（調達のルールやプロセスを出来る限り外部に公開すること）を確保し、かつ利便性や他の町内会の防犯カメラとの親和性も考慮にいて調達手続きを進め、そのプロセスは可能な限り皆様に情報共有する必要があると考えております。

なお、佐倉市への補助金交付申請には、見積書の提出等、調達手続きに関する行政のチェックも入ります。

(7) 防犯カメラの設置より防災対策の方が優先すべき課題ではないか。

いくつかの反対意見の中に、「防犯カメラの設置より防災対策を優先すべき。」とのご指摘がありました。今年度の役員会が防犯カメラの設置検討に取り組んでいる経緯については、上記（1）で記載しましたとおりです。

勿論、防災対策も重要な課題であり、今年度の役員会でも次の取り組みを実施（または実施予定）しています。上半期には、自主防災会役員（本部長を除く）及び防災公募役員の選任、染井野地区避難所（染井野小学校）の防災施設の視察、佐

倉市の平常時避難行動要支援者名簿に登録されている3丁目町内会員(15名)の内、支援要望のある11名に対する支援体制(自主防災会役員と防災公募役員との連携を含む)の確立、自主防災会の班編成と役割分担の決定、防災倉庫の棚卸し、「町内会だより」及び町内会ホームページへの防災情報の掲載、染井野地区連絡協議会・千代田・染井野まちづくり協議会等との情報交換や連携等を行っています。また、下半期には、防災訓練(安否確認のための黄色いタオルの掲示)、備蓄用の防災資機材・食料品等の見直し等を実施する予定です。コロナ禍で、防災訓練や外部講師を招聘しての防災講座等の啓発活動が実施できない状況ではありますが、現状で実施できる自主防災会の体制整備等に取り組んでいます。町内の独居・高齢者に対する支援の一環として、災害時に災害弱者である要支援者の命をどのように守っていくのか、町内においても増加傾向にある要支援者への対応は喫緊の課題であると認識しています。勿論、ハード面の対策も必要であり、地域における「公助」、「共助」、「自助」の取り組み状況や他の自治会等の取り組み状況を見ながら、皆様のご意見も踏まえて、今後とも整備する必要があります。コロナ禍の中制約を受けている町内活動ですが、このような状況下で何ができるのかを役員全員で自問自答し、取り組んでいます。
皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします。

以上